

春日市脱炭素ロードマップ策定業務仕様書

本仕様書は、春日市（以下、「本市」という。）が行う春日市脱炭素ロードマップ策定及び再生可能エネルギー設備導入ポテンシャル調査業務のうち「春日市脱炭素ロードマップ策定業務（以下、「本業務」という。）」にかかる基本事項について定めるものである。

1 業務名称

春日市脱炭素ロードマップ策定業務

2 業務の目的

春日市では、2022年7月「春日市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしている。

2021年3月に策定している第3期春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を基に、2050年を見据え、地域における再エネポテンシャル及び将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標や、目標を実現するための具体的な施策等を踏まえた計画を策定する。

3 業務内容

（1）基本的事項の整理

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。

（2）地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状把握及び将来推計

経済産業省及び環境省等の統計情報をもとに、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。

また、BAU（今後追加的な対策を見込まないまま排出量が推移した場合）のケースや脱炭素の取り組みを実施した場合のケースなど将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計する。

（3）地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は2030年の中間目標、2050年最終目標を設定する。

（4）目標達成に向けた具体的な施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標や脱炭素の取り組みの実現するために、目標達成に向けた具体的な施策や実施体制を検討する。

(5) 市民アンケート調査

数値目標の達成状況や市民の満足度・意識の変化等を把握するため、市民アンケートを実施する。18歳以上の市民2,000世帯程度を無作為抽出し、郵送により回収を行う。調査結果は集計、分析を行う。アンケートの調査方法及び時期については別途協議する。

(6) 地域関係者及び市内事業所等へのヒアリング

地域で、再エネの発電と利用に関わる可能性のある地域関係者へのヒアリングを行う。また、再エネ設備の導入にあたり、関係する地元事業者との円滑な合意形成を図るために必要な情報を得ることとする。

(7) 春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂

本業務ロードマップ策定内容に準じた令和3年3月策定の第3期春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂を行うこととする。

(8) 計画書の作成

本事業により策定したロードマップ及び第3期春日市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、受託者は計画書及び概要版を作成する。

(9) 春日市環境審議会、環境対策会議における支援

受託者は環境審議会及び庁内環境対策会議における資料提供等の支援を適宜行う。

(10) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

4 打合せ・協議

本市との打合せ及び協議は適宜実施するものとする。

なお、業務の実施に際し本市と十分な連絡を取ることとする。

5 成果品

本業務の成果品として、次のものを作成し提出する。

納品先は春日市協働推進部環境課環境推進担当とする。

(1) 業務報告書 1部

(2) アンケート調査報告書 1部

(3) 計画書素案 1部

(4) 地球温暖化対策実行計画書 1部（A4版カラー）

- (5) 地球温暖化対策実行計画書概要版 1部 (A4版カラー)
- (6) 上記(1)～(5)の電子データ(CD-R等) 1式

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は本業務の遂行においては、関係する法令等を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は本業務に必要と認められる資料を本市より借用できるものとする。なお、借用した資料は責任をもって保管するとともに、業務完了後は速やかに返却するものとする。
- (4) 成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)は、すべて本市の所有とし、本市の承認を得ずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者で協議して定める。
- (6) 本業務は、環境省補助事業である「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。なお、本業務における成果品については、令和6年度に改定予定の地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)に反映させる予定である。